

2023年5月18日（木）
15:20-15:40
サーキュラーエコミーシンポジウム



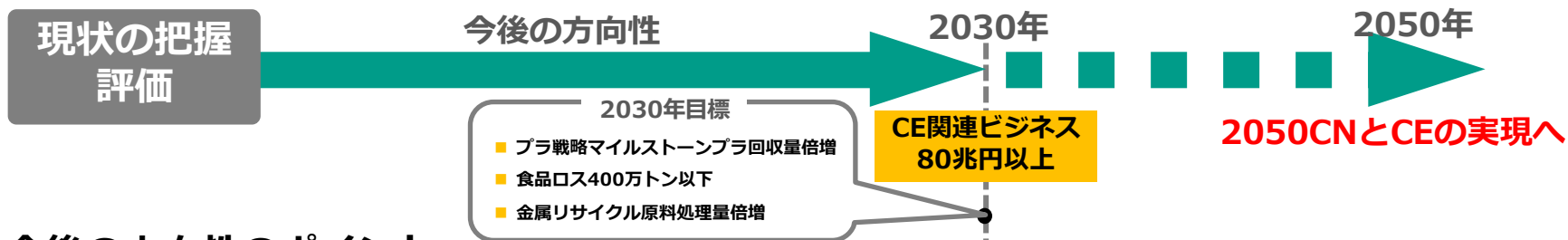
サーキュラーエコミーとプラスチック資源循環の取組

令和5年5月

環境省 環境再生・資源循環局
リサイクル推進室長・循環型社会推進室長
水谷 努

背景・経緯

循環基本法に基づき、平成30年に策定した第四次循環基本計画では、2年に1度のペースで施策の進捗点検を行うこととしている。加えて、令和3年策定の地球温暖化対策計画では、**カーボンニュートラル（CN）の実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー；CE）への移行を加速するための工程表**の検討を行うこととしていた。このため、令和3年12月より、中央環境審議会では計画の進捗点検を行い、点検結果を踏まえた**今後の方向性の部分**を、**令和4年9月に循環経済工程表として取りまとめた**。今後、**次期循環基本計画の策定に向けた検討を進める**。



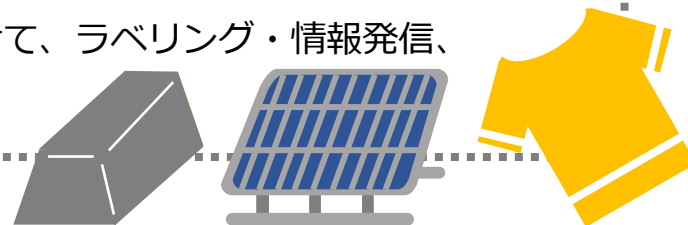
今後の方向性のポイント

1. プラスチック・金属資源：

- ✓ プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を推進
- ✓ 経済安全保障の観点から、レアメタル等の金属資源の国内外でのリサイクルを推進

2. 太陽光発電パネル：リユース・リサイクルを促進するため、速やかに制度的対応を含めた検討。

- ### 3. ファッション：サステナブル・ファッションの実現に向けて、ラベリング・情報発信、新たなビジネスモデル、環境配慮設計等を推進。



第四次循環基本計画の進捗状況の第2回点検結果（循環経済工程表）の概要



現状・評価

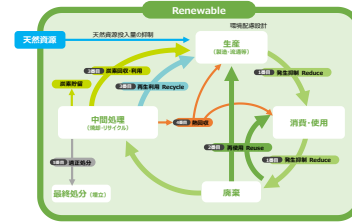
- 社会全体での取組により、資源生産性を向上させ、最終処分量を着実に減少させている一方で、循環利用の取組については今後さらなる取組が求められている。
- 我が国の温室効果ガス全排出量のうち資源循環が貢献できる余地がある部門の割合としては約36%と試算。

2019年度の我が国における物質フローの模式図



2050年の循環型社会に向けて

- 循環型社会形成推進基本法に基づく3Rと経済的側面・社会的側面を統合した取組
- 循環経済（価値の最大化、資源投入量・消費量抑制、廃棄物発生最小化）への移行：本業を含めた経済活動全体の転換、3R+Renewable（バイオマス化、再生材利用等）
- 循環経済アプローチの推進などにより資源循環を進めることにより、ライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献。
- 全体的な環境負荷削減（生物多様性、大気・水・土壌）
- 循環経済関連ビジネスを成長のエンジンに、GXへの投資
- 経済安全保障の抜本的強化。持続可能な社会に必要な物資の安定供給に貢献。
- 地域活性化等社会的課題解決、国際的循環経済体制、各主体の連携・意識変革・行動変容
- 必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供



循環経済実現時の資源の有効活用の取組

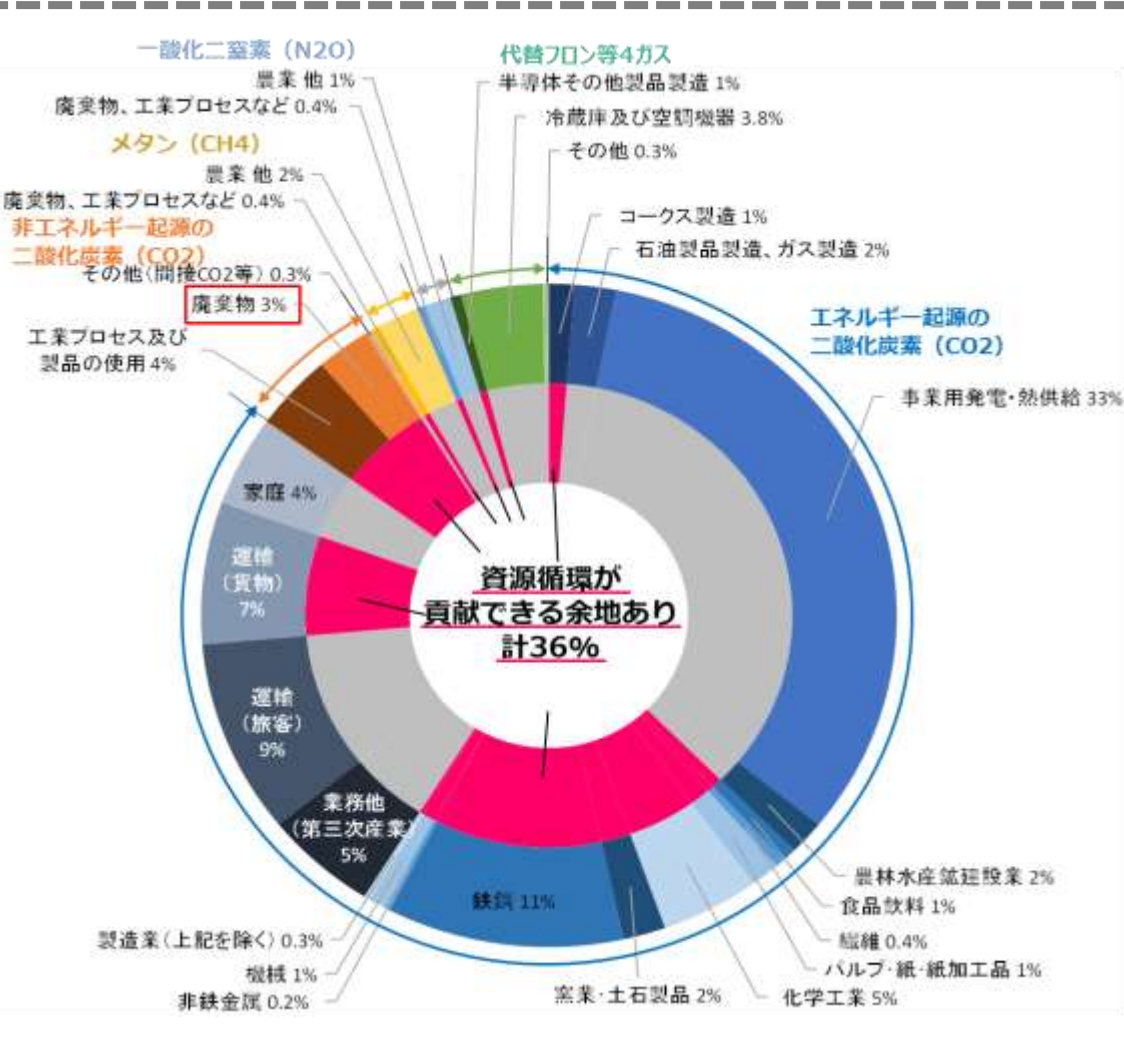
各分野における施策等の方向性

2030年

循環経済関連ビジネス80兆円以上

素材毎の方向性	デジタル技術を活用したトレーサビリティの担保・循環経済関連ビジネス基盤 物質・エネルギー両方の炭素シナリオ研究、資源循環の取組による炭素効果測定量分析 プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable、市場ルールの形成 廃溶剤のアップサイクル等廃油のリサイクル推進	バリューチェーン全体でのロスゼロ 再生材の活用・新規投入のバイオマス化、燃やさざるを得ない場合の熱回収徹底
プラスチック・廃油	廃棄物系バイオマスの活用、食品廃棄物ゼロエリアの創出、フードドライブ等 再生利用が困難なバイオマス廃棄物等を原料とした持続可能な航空燃料(SAF)の製造・供給に向けた取組	自然の中で再生されるペースを超えない利用
バイオマス	分別回収の参画、A等の活用による選別高度化、動物排泄物等による国内資源循環の促進 アジアを中心とした国々で再資源化が困難な使用済み製品等からの金属の再資源化	ライフサイクル全体での最適化 アジア域での重要鉱物の資源循環
金属	炭素社会に向けたガバナンス構築、原材料使用の効率性向上、環境配慮設計、建築物長寿命化 を踏まえた定量的知見の充実	付加価値の高い再生利用
土石系・建設材料	生産段階での環境配慮設計、再生可能資源利用の促進 使用段階でのリユース、リペア、メンテナンス、サブスクリプション等、新たなビジネスモデル 良質な社会ストックの形成・維持による発生抑制、有効活用できる建築材の再使用	ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うフローに最適化 コンパクトで強靱なまちづくり
製品毎の方向性	建設システム等の再資源化等のため、速やかに建築リサイクル法を含む制度的対応を含めたい 現在の排出実態の早急な把握 削減効果、電動化影響、蓄電性排出状況分析	対象エリアから取り残された災害に脆弱な地域で、災害時廃棄物発生量低減・防災力向上の観点から施策検討 自動車ライフサイクル全体の炭素削減 自動車リサイクルプロセスそのものの炭素削減
建築物	小電 年14万トン回収 家庭用エアコンの回収推進によるHFC回収量増 太陽光発電設備のリユース・リサイクルを促進するため、速やかに制度的対応を含めたい リチウム電池の適正なリユース・リサイクル、火災発生防止対策に向けた総合的な対応	サービス化や付加価値の最大化を図る循環経済関連の新たなビジネスモデル リサイクル技術の高度化を含め3Rに関する技術開発・設備導入
自動車	ファッション 衣類回収システム・リサイクル技術強化に向けた実証性確保、関係省庁一丸となった体制整備	社会全体での適量発注・適量生産・適量購入・循環利用 サステナブルライフスタイル実現
小電・家電	循環経済関連ビジネス 事業者と投資家等との開示・説明に関する取組の後押し、サプライチェーン全体の取組評価 包括的技術開発・社会実装のための新たな支援策、地域の循環経済移行、デジタル技術・ロボティクス等最新技術の徹底活用支援	循環経済関連ビジネスの実証フィールド国家、ESG投資が呼び込まれる社会 地域社会全体の循環経済関連の新たなビジネスモデル普及、トシテ確保、効果向上
温暖化対策等により新たに普及した製品や素材	廃棄物処理システム 炭素削減技術評価検証、官民連携方策検討 廃棄物処理システム・施設整備方針検討	2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組
ファッション	地域循環システム 資源循環分野における地域循環共生圏構築推進するためのガイドラインの策定 分散型の資源回収拠点ステーションや対応に向けた施設整備に向けた実証性確保等含めた施策検討	廃棄物を地域の資源として活用
循環経済関連ビジネス	適正処理 RFREEDに当たって、製品安全、有害物質/リスク管理、不燃燃焼・不適正処理防止 産廃最終処分場残余年数について、2019年度の水準(17年分)を維持(2025年度)	廃棄物を適正に処理するためのシステム・体制・技術の堅持
廃棄物処理システム	国際的な循環経済促進 長期戦略計画策定支援、関係制整備支援、人材育成、循環インフラ構築、福岡方式の海外展開 二国間協力、環境インフラ海外展開、GX活用、アジア太平洋地域でのプラットフォーム構築拡大	我が国循環産業や資源循環モデル海外展開 循環経済関連ビジネスの成長
廃棄物処理システム	各主体による連携、人材育成 循環経済パートナーシップ(J4CE)の活用 様々な教育の場の活用、人材育成、物質循環と温室効果ガス算定ツールの整備	各主体の適切な役割分担、業種・分野を超えた多様な主体間連携

我が国全体における全排出量のうち資源循環が貢献できる余地がある部門の割合



GHG種類、貢献余地の有無別、部門別の内訳（電気・熱配分前）
（2019年度（令和元年度）温室効果ガス排出量確定値）

[温室効果ガスインベントリを基に作成]

- 持続可能な社会経済システムを実現するためには、**循環経済を実現**するとともに、**カーボンニュートラルへの移行を同時達成**していくことが必要。
- 我が国の温室効果ガス排出量（電気・熱配分前）のうち、廃棄物分野の排出量である3%を含め、**資源循環が貢献できる余地がある部門の排出量は36%と推計。**
（2020年度に、全排出量1,149百万トンCO2換算のうち、413百万トンCO2換算）
- 3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、**2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロ**にすることを目指す。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

■ 背景


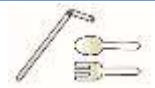


- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき 環境配慮設計に関する指針 を策定し、指針に適合した製品であることを 認定 する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を 国が率先して調達 する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての 設備への支援 を行う。  <付け替えボトル>	
	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき 判断基準 を策定する。 ➢ 主務大臣の 指導・助言 、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への 勧告・公表・命令 を措置する。  <ワンウェイプラスチックの例>	
	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源について、市区町村による 容リ法ルートを活用した再商品化 を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の 業許可が不要 に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の 再商品化計画 を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の 選別、梱包等を省略 して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の 業許可が不要 に。  <プラスチック資源の例>	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を 自主回収・再資源化する計画 を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の 業許可が不要 に。  <店頭回収等を促進>

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行

基本方針の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までの、プラスチックの**ライフサイクル全般**での**3R + Renewable**（再生素材・再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切り替え）を進め、**あらゆる主体**の取組を**促進**。

G20 大阪 ブルー オーシャン ビジョン



新たな汚染ゼロの
世界の実現

2050年カーボン ニュートラル



温室効果ガス排出量を全体として
ゼロにする

プラスチック 資源循環戦略



マイルストーンの達成を目指す

【マイルストーン】

- 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- 2030年までにプラスチックの再生利用を倍増
- 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
- 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用

①設計・製造段階

環境配慮製品を国が認定し、消費者が選択できる社会へ

- 設計・製造事業者向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を**設計指針**として明示。
- **同種の製品と比較して特に優れた製品**について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。

<環境配慮製品の例>



リデュース：付け替えボトル



リサイクル：易解体性






代替素材：100%リサイクル素材

②販売・提供段階

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

- **特定プラスチック使用製品**について、**ポイント還元や有料化、代替素材への転換**などの取組を選択・実施。
- 多量提供事業者※は取組が著しく不十分な場合には**勧告・公表・命令**の対象に。

※年間提供量 5 t以上（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）

小売店や飲食店等		
● フォーク	● スプーン	● ナイフ
● マドラー	● ストロウ	
宿泊施設		
● ヘアブラシ	● くし	● かみそり
● シャワーキャップ	● 歯ブラシ	
クリーニング店、小売店		
● ハンガー	● 衣類用カバー	

※事業活動の一部で上記の業種に属する事業を行っている場合は対象となる。

③排出・回収・リサイクル段階

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

		これまで		これから
家庭	容器包装	リサイクル	➡	リサイクル
	プラスチック製品	燃えるごみ等	➡	リサイクル
産業廃棄物		適正処理	➡	3R

＜市町村によるプラスチック資源の分別収集のイメージ＞

同じ素材なのに
リサイクルできる/できないが異なり
わかりにくい



容器包装
(リサイクル)



プラスチック製品
(燃えるごみ等)

わかりやすい分別

プラスチック資源の回収



プラスチック資源
(リサイクル)

- 市区町村が再商品化実施者と連携して行う**プラスチック資源の再商品化計画**を作成し、主務大臣が認定した場合、**選別、梱包等を省略可能**に。
- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成し、主務大臣が認定した場合、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- **プラスチック使用製品を排出する事業者**は、**判断基準**に基づき、**排出抑制・再資源化**等に取り組むことが求められる(多量排出事業者※は取組が著しく不十分な場合には勧告・公表・命令の対象に)。また、排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成し、主務大臣が認定した場合、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。 ※250t/年以上

再商品化計画（法33条）の認定事例について

これまでの認定事例

市町村名 (認定日)	計画期間	分別収集物		収集、運搬 又は処分を行うもの	再商品化 製品
		種類	量(ト/年)		
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物	13,104	J&T環境株式会社 (仙台市内)	ペレット等
		それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	1,456		
		合計	14,560		
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31 (2年3か月)	プラスチック容器包装廃棄物	1,173	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
		それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	250		
		合計	1,423		
神奈川県 横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物	3,868	株式会社TBM (横須賀市内)	ペレット
		それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	318		
		合計	4,186		

※量（ト/年）：再商品化計画期間平均値

出典）仙台市HP

宮城県仙台市



自主回収・再商品化事業計画、再資源化事業計画の認定事例について

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画（法39条）

プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種類	量(ト/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	使用済アクリル板	100	再生アクリルペレット	アクリルシート製造業者

排出事業者による再資源化事業計画（法48条）

①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種類	量(ト/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号認定	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等） (計)	360 280 640	PE・PPペレット PE・PP混合減容製品	パレット製造業者
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号認定	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 プラスチック等資源循環システム構築実証事業



【令和5年度予算額 4,672百万円（新規）の内数】

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品や航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

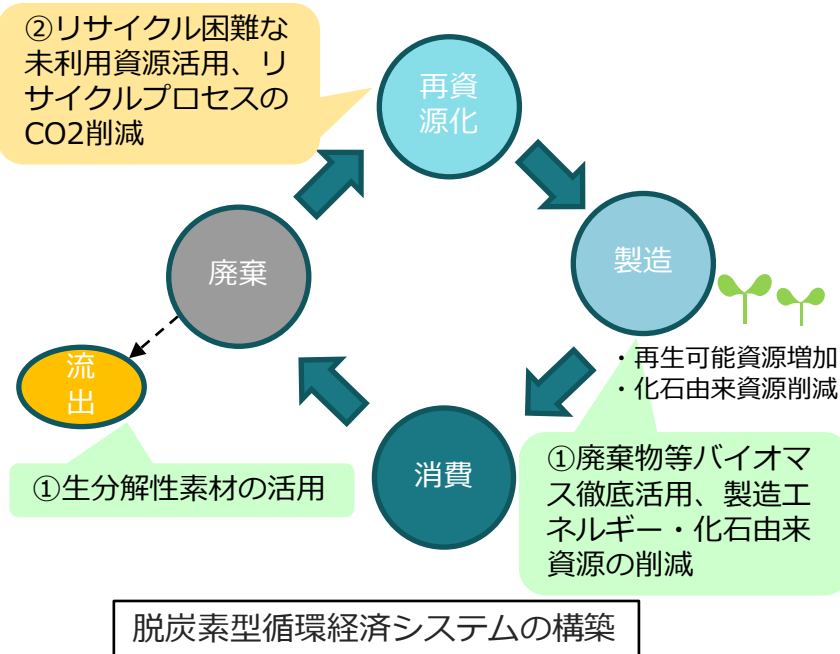
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153
水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4938

廃棄物規制課 電話：03-6205-4903

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和5年度予算額 4,991百万円（新規）】
【令和4年度第2次補正予算額 3,000百万円の内数】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材への需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する金属資源、半導体をはじめとした少量多品種に分散しているレアメタル等を確実にリサイクルする体制を確保する。

2. 事業内容

① 省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備を支援する。

② 金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・国内資源に限りがあることから、都市鉱山を資源調達元として位置づけられるような体制作りを支援する。



金属破碎・選別設備



Li-ion電池
リサイクル設備

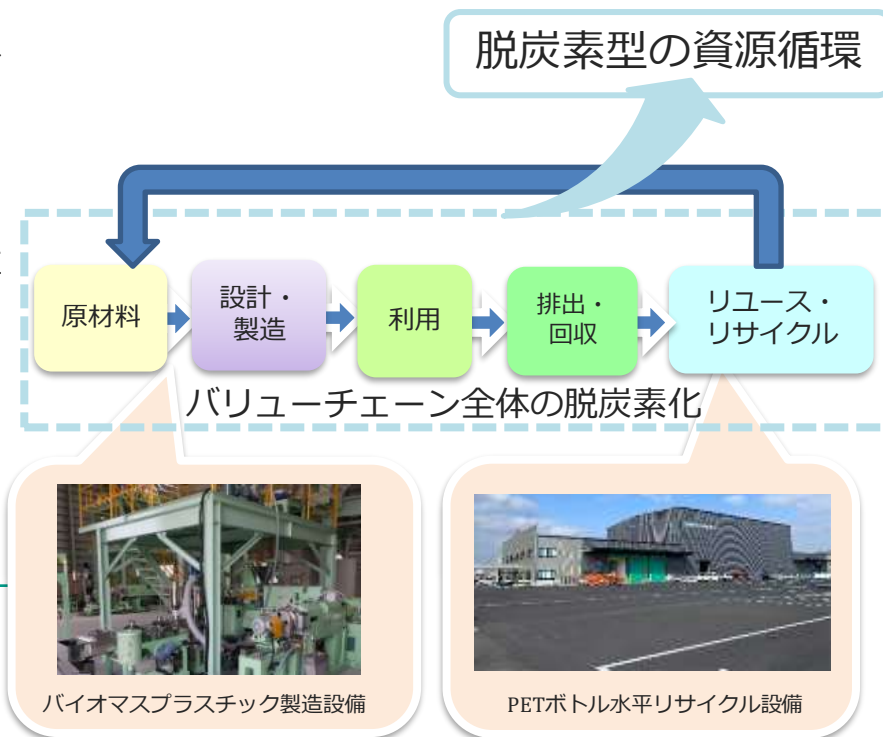


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

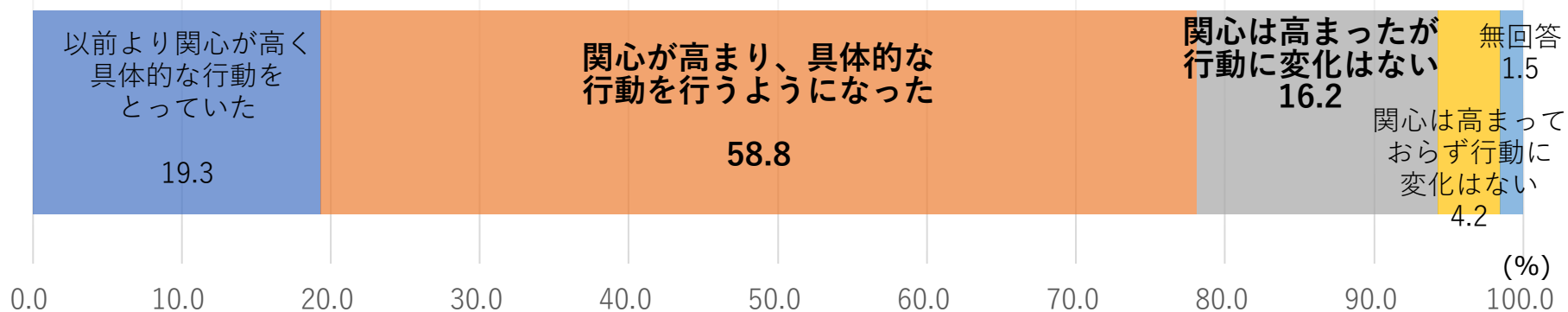
■ プラスチックごみ問題についての国民の意識を把握するため、内閣府において世論調査を実施。

・期間：2022年9月1日～10月9日

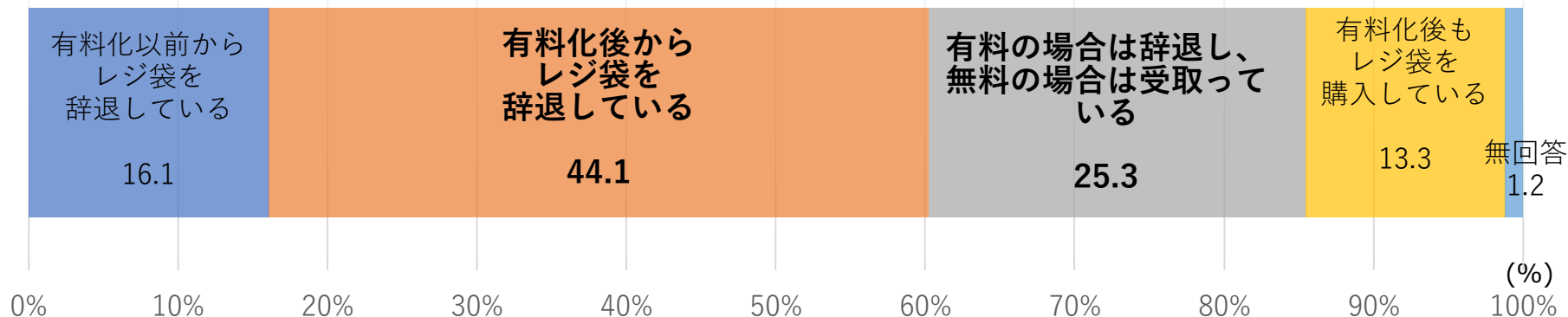
・方法：郵送

・対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 1,791人（標本数：3,000人、有効回収率：59.7%）

<レジ袋有料化やプラスチック資源循環法施行による関心や行動の変化>



<レジ袋有料化後のレジ袋の辞退状況>



- 2019年のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意。現在、87の国と地域が共有。
- 2022年3月の国連環境総会（UNEA）において、世界全体で実効的な対策を進めるべく、国際文書（条約）づくりに向け、**政府間交渉委員会（INC※）の設置**を決議。**2024年末までに作業完了**を目指す。

※Intergovernmental Negotiating Committee

INC交渉スケジュール

2022年

INC1：11/28～12/2@ウルグアイ、プンタ・デル・エステ
・INCビューロー（理事会）発足、議長を選任、条約の目的や主要交渉議題の特定、

2023年

（各国等は条約に必要な要素案に関する意見を提出）

INC2：5/29～6/2@フランス、パリ

INC3：11月末

2024年

国連環境総会（UNEA）：2月後半（INCの状況報告）

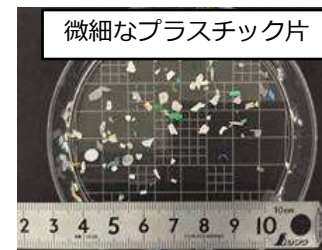
INC4：5月前半

INC5：12月前半（条約案の取りまとめ）

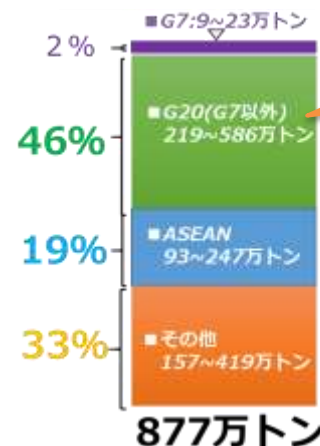
2025年

外交会議（条約を採択、各国の署名開始（賛同の意思表示））

※最速の場合



<国別の海洋への年間流出量>



中国：約28%
インドネシア：約10%

- ・**アジアが主要な排出地域**（研究者による暫定推計）
- ・**多量排出国を含む全ての国が参加する枠組みを目指す**

- 循環経済工程表では、2050年を見据え、環境的側面や経済・社会的側面を含めた持続可能な社会を実現するため、循環経済アプローチを推進することによる循環型社会の方向性を示している。
- また新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢を含む現下の国際情勢等も踏まえながら、資源制約に対応し、我が国の経済安全保障の取組を抜本的に強化することにも資する考え方を提示している。
- 企業や自治体とも連携し、消費者や住民へのアプローチも含めた必要な施策を速やかに立案・実施していく。工程表で示した方向性を基礎とし、今後予定している廃棄物処理法に基づく基本方針や廃棄物・資源循環分野の脱炭素に向けた実行計画づくり、第五次循環型社会形成推進基本計画を見据えて、取組の内容やスケジュール等の更なる具体化を図っていく。

背景

- 循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）は、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。
- 計画には、循環型社会の形成に関する、①施策の基本的な方針、②政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、を定めることとされている。
- 現行の第四次循環基本計画は、2018年6月に閣議決定。
- 循環基本計画は、概ね5年ごとに、中央環境審議会による基本計画策定のための具体的な指針に即して作成するとともに、環境基本計画を基本として策定することが必要。

今後の予定

- 中央環境審議会で先進事例等のヒアリングを実施し、具体的指針を策定した上で、審議を行う。
- 次期環境基本計画の閣議決定の見込み（2024年度初め頃）や同計画の検討状況を踏まえつつ、2024年6月頃の閣議決定を目指して作業を進める。

具体的なスケジュール （中央環境審議会における審議見通し）

2023年

- 4月 : 循環型社会部会において検討のキックオフ
- 6月～ : 先進事例等のヒアリング
- 9～10月 : 具体的指針取りまとめ

2024年

- 2月 : 第五次循環基本計画原案取りまとめ
- 3月 : パブリックコメント
- 6月 : 第五次循環基本計画の閣議決定（予定）

